

警察本部機種等選定・委託事業指名業者選定審査会設置要綱の制定について

平成19年10月1日
例規(会)第77号
警察本部長

【沿革】平成25年8月22日例規(会)第46号
令和元年8月7日例規(会)第7号
平成26年2月14日例規(会)第5号
令和5年5月24日例規(会)第23号

見出しの要綱を下記のとおり定め、平成19年10月1日から実施することとしたので誤りのないようにされたい。
なお、千葉県警察本部機種等選定審査会設置要綱の制定について(昭和52年例規(会)第26号)は、廃止する。

記

1 趣旨

この要綱は、警察本部機種等選定・委託事業指名業者選定審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要綱における用語の意義は、次に掲げるところによる。

- (1) 予定価格 契約を締結する場合にあらかじめ作成する契約価格の一応の基準となる価格をいう。
- (2) 物品・委託等 千葉県が発注する物品の購入又は製造、印刷の請負その他(建設工事、建設工事に係る製造の請負、工所用材料の買入れ及び測量、調査、設計等の業務委託に係るものを除く。)のものをいう。
- (3) 随意契約 競争入札によらない契約方法をいう。
- (4) 企画提案(プロポーザル)方式 公募又は指名により複数の者からその目的に合致した企画を提案させ、事前に定めた評価方法に従って審査を行い、契約の相手方を決定する随意契約の方式をいう。
- (5) 指名競争入札 資力、能力、信用等について適当であると認める特定多数の競争加入者を選んで競争入札により相手方を決定し、その者と契約する方法をいう。
- (6) 総合評価落札方式 予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。
- (7) 低入札価格調査制度 競争入札において最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれが認められるか否かを検討し、落札者を決定するために必要な手続をいう。

3 任務

審査会は、次に掲げる事項について審査する。ただし、当該事項に係る契約が、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号に該当し、かつ、法令、国の通知等で契約の相手方が指定されている場合又は同項第8号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 予定価格が1件100万円以上の備品の購入について、同種の機器等のうち1又は数種のものに限定すること。
- (2) 予定価格が1件500万円以上の業務の委託について、随意契約により行うこと(ただし、当該契約を企画提案(プロポーザル)方式により行おうとする場合は、当該方式を採用することの適否)。
- (3) 予定価格が1件500万円以上の業務の指名競争入札による委託について、指名業者を選定すること。
- (4) 物品・委託等の入札について、総合評価落札方式により行うこと。
- (5) 予定価格が1件500万円以上の委託業務の入札について、低入札価格調査制度によらず行うこと。
- (6) その他委員長が必要と認めた事項

4 審査依頼

所属長は、前3に掲げる事項について、あらかじめ審査会の意見を聞かなければならない。

5 組織

審査会は、委員長及び委員をもって構成する。

6 委員長

- (1) 委員長は、総務部長の職にある者をもって充てる。
- (2) 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

(3) 委員長に事故があるときは、総務部参事官がその職務を代理する。

7 委員

(1) 委員は、総務部参事官、総務部情報管理課長、総務部会計課長及び総務部装備課長の職にある者をもって充てる。

(2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員に指名することができる。

(3) 委員に事故があるときは、当該委員の指定した者がその職務を代理する。

8 会議

(1) 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(2) 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(3) 会議の議長は、委員長をもって充てる。

(4) 審査会は、前記3を行うため必要があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

(5) 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(6) 審査会の意見を求めようとするときは、次9の(1)から(8)までに定める書類により行うものとし、審査会の意見が決定したときは、同(10)から(14)までに定める審査書を作成するものとする。

(7) 総務部会計課長及び署長は、購入手続及び委託契約をする際に、前(6)の審査書を、千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号の2)第63条で定める支出負担行為伝票に添付しなければならない。

9 書類の様式

所属長が審査会の意見を求めようとするときの書類、審査会の審査結果の記録及び審査会の決定に係る審査書の様式は、次に掲げるところによる。

(1) 機種等審査依頼書(別記第1号様式)

(2) 業者選定依頼書(別記第2号様式)

(3) 事業概要説明(別記第3号様式)

(4) 機種等選定又は指名業者推薦書(別記第4号様式)

(5) 委託事業に係る業者一覧(別記第5号様式)

(6) 企画提案(プロポーザル)方式導入審査依頼書(別記第6号様式)

(7) 総合評価落札方式審査依頼書(別記第7号様式)

(8) 低入札価格調査除外審査依頼書(別記第8号様式)

(9) 機種等選定・委託事業指名業者選定審査結果書(別記第9号様式)

(10) 機種選定審査書(別記第10号様式)

(11) 業者選定審査書(別記第11号様式)

(12) 企画提案(プロポーザル)方式導入審査書(別記第12号様式)

(13) 総合評価落札方式導入審査書(別記第13号様式)

(14) 低入札価格調査除外審査書(別記第14号様式)

10 庶務

審査会の庶務は、総務部会計課において行う。

以下様式省略